

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成28年8月30日(火) 午後10時～12時
開 催 場 所	市役所第二庁舎 801会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 市長あいさつ 3 委員、市職員の紹介 4 会長の選出について 5 小金井警察署管内における交通情勢について 6 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) 小金井市交通安全計画の策定について (4) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名 (主 な 発 言 要 旨 等)	別紙のとおり
配 布 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案) ・平成28年秋の交通安全運動市内広報文(案) ・ルール・マナーを守って自転車を安全に利用しましょう(東京都チラシ) ・市内交通事故発生地点位置図 ・東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿 ・小金井市交通安全計画スケジュール(予定)

平成28年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成28年8月30日（火）午前10時～12時

2 場 所 市役所第二庁舎 801会議室

3 内 容

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員、市職員の紹介
- 4 会長の選出
- 5 小金井警察署管内における交通情勢について

6 議 題

- (1) 会長の選出について
- (2) 平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
- (3) 交通安全運動期間中の広報活動等について
- (4) 小金井市交通安全計画（案）について
- (5) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

齋藤 裕（代理者 中村交通規制係長）、松縄 忠一（代理者）、宮田 弘志（代理者）、渡邊 恭秀、延 毅彦、刀根 武史、黒沼 康広、鈴木 和雄、土屋 和子、斉藤 浩、信山 重広、横山 博、金澤 昭、大森 康雄、山中 重孝、正殿 真司（代理者）、井上 智順

【事務局】

堀池 浩二（交通対策課長）、府川真之（交通対策課交通対策係長）
沢田 陽（交通対策課交通対策係 主事）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】開会、資格審査、配布資料の確認

【市長】委嘱状の交付(代理 交通対策課長)

【市長】挨拶(交通対策課長代読)

【事務局】委員の紹介、市事務局職員の紹介

【事務局】会長の選出

選出方法について意見はあるか。

【横山委員】

選出方法については、委員の中から指名推選の方法により行うのがよいと考える。

【事務局】

選出方法について、指名推選との意見があった。よって指名推選に決定することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【事務局】

異議なしと認め、指名推選の方法で行わせていただく。まず会長について推薦はあるか。

【横山委員】

小金井警察管内交通安全協会にて活躍されており、また、本協議会委員も長く携われている土屋和子委員を推選する。

【事務局】

本協議会会長に土屋和子委員を選出することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【事務局】

異議なしと認める。よって、ただいま指名したとおり選出することと決定した。

【会長】

就任あいさつ

【会長】

次に、東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例（以下「条例」という。）第5条第3項に規定する委員の指定として、会長職務代行委員には鈴木和雄委員を指定する。

また、条例第8条に規定する幹事及び書記の委嘱として、幹事には、堀池交通対策課長を、書記には府川交通対策係長、沢田交通対策課主事を委嘱する。

なお、委嘱状の交付は省略とする。

【会長】

定めに従い議長を務めさせていただく。

次第5「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署交通課交通総務係担当係長の中村様よりお願いしたい。

【小金井警察署交通総務係長】 小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ただ今の報告に対して何か質問はあるか。無いようであれば次に、6議題(1)平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

平成28年7月12日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成28年秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会幹事会において、東京都における推進要領が決定された。都の推進要領を基本として、市事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただく。

資料1「平成28年秋の小金井市交通安全運動の推進要領案」をご覧ください。

本年上半期の都内の交通事故発生状況は、発生件数及び死者数・負傷者数ともに減少しているが、死者は72人（前年同期比－5人）と、未だ交通事故により尊い命が失われており、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いている。このため、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者や、約2割の二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

次に2ページの目的、「広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ること」を目的としている。なお、スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」が今回も引き続き掲げられている。

次に期間である。例年どおり、9月21日（水）から30日（金）までの10日間で実施する。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、人も車も動く時期である。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発していかうということで、昭和23年以降、今回が137回目の交通安全運動ということになる。なお、期間中の9月30日（金）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められている。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆様で力を合わせてこの運動を実施してまいりたいと考えている。

第5番として運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」である。平成

18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになった。なお、昨年・一昨年共に、春・秋ともこの「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として掲げている。

続いて、第6運動の重点である。

- 1 自転車の安全利用の推進、特に自転車安全利用5則の周知徹底
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

の2から4の項目が東京都の方で決定している。

そして、1 自転車の安全利用の推進、特に自転車安全利用5則の周知徹底についてであるが、この箇所は小金井市の独自に取り組む項目として記述した。

2ページ以降は、第5運動の基本、第6運動の重点における具体的な推進要領ということで、それぞれ「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに掲げている。

小金井市の独自項目である、(1)自転車の安全利用の推進についてであるが4ページに記載している。

これは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が平成25年7月1日に施行された。この条例では、交通ルールの習得や点検整備の実施といった自転車利用者が守るべき事項を明らかにすると共に、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明確にして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的としている。その中でも主な特徴としては、事業者の義務・努力義務というのがある。すべての事業者に対しては、自転車通勤する従業員への研修、情報提供等、顧客等に対する駐輪場利用の啓発等、自転車通勤する従業員の駐輪場所の確保・確認が盛り込まれている。また、事業に自転車を使う事業者に対しては、従業員への研修等、自転車の点検整備、保険加入等が盛り込まれている。

平成28年上半期の都内における交通事故全体に占める自転車関与事故の割合は32.4%であり、年齢層別で見ても働き世代である20代から50代が全体の6割以上を占めていることから、今回の市独自項目としており、これらを今回、5ページに戻るが、職場・学校等ではというところに盛り込んでいる。

なお、今回、本日の資料にあるカラーチラシについては市内の事業所や幼稚園、保育園等へ配布したいと考えている。

7 ページ目「3 主催機関の推進事項」について、各推進事項を記述している。

以上、平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領案となる。よろしくご審議の上、承認賜わるようお願い申し上げます。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

【刀根委員】

学校でスローガンを子供たちに説明する際にチャレンジロード150をどのように伝えたらよいか教えて頂きたい。

【事務局】

東京都の第9次交通安全計画策定する際に150人以下の交通事故死者数を目指すもので取り上げたものである。

第9次交通安全計画で死亡者数が150人以上となってしまったため、今年の春の交通安全運動から東京都のスローガンとして独自に設けたものである。

それに準じて小金井市も同じスローガンを用いているところである。

【金澤委員】

チャレンジロード150と記載があっても内容が分かりづらいし、意味合いも分かりづらいので何を示しているのか教えて頂きたい。

【大森委員】

死亡者数の目標を150人以下という数値は小さいかもしれないが、交通安全計画に150人以下の数値目標を掲げることは分かりづらいし、疑問に思う。

死亡者数の目標は難しいかもしれないが「0」にしたほうがよいのではないか。

チャレンジロード150と記載があっても意味が分からない様に感じる。

【事務局】

今回、「チャレンジロード150」というスローガンについて分かりづらい都
いうご意見を頂いたので削除し、「優しさが走るこの町この道路」のみの記載に
することとする。

【会長】

他に無いようであれば、本案を原案どおり決定することに異議はないか。

【委員各位】

異議なし

【会長】

「平成28年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定する。
続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について及びスタント
マンを活用した自転車安全教室について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

1 車両による広報活動について

車両での広報活動は、通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半ま
で、午前10時前後の2時間及び午後3時前後の2時間、毎日3回合計5時間
程度を交代で行います。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の
駅前広場を重点的に広報する予定である。庁用車に装備された青色回転灯を点
灯させて行うため、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っている。

なお、ただ今申し上げた時間帯以外にも交通対策課職員が他の業務で庁用車
にて出動する際には合わせて広報を行えればと考えている。

また、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいている
が、今回は、東中学校の生徒さんにご協力をいただく予定である。広報文は
「資料」のとおりである。

2 交通安全ポスターの掲示及びチラシ配布について

交通安全ポスターを市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等に配布
し市民への周知活動を行う予定としている。今回のポスターについては本会場
の壁面に掲示している。

ポスターは、9月15日頃を目途に配布する予定である。

また、先ほども触れたが、今回よりポスターと合わせてチラシを各事業所へ配布する予定である。

3 のぼり旗の設置について

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗（蛍光色の黄色のもの）を運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前等、小金井警察署や交通安全協会との連携を図りながら設置していくこととする。

4 その他

次に、「スタントマンを活用した自転車安全教室」についてご報告させていただく。

テレビや映画で活躍中のプロのスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、目の前でそれを疑似体験することにより、交通安全を心掛けるようになる。

また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ってほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムである。

小金井市では平成20年度より同プログラムを開始しており、前年度は南中と1中で実施した。

小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施しているので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになる。

受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムであり、今後も継続して実施して行きたいと考えているところである。

なお、今年度の開催予定については、東中、緑中に対して実施する予定となっており、準備を進めているところである。

【会長】

ご意見・ご質問等はあるか。無いようなので、(3) 小金井市交通安全計画(案)の策定について事務局側より本協議会に対し、諮問書の交付を行う。

【事務局】

事務局から会長及び委員へ諮問書を提出

【会長】

小金井市交通安全計画（案）の策定について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

小金井市交通安全計画（案）の策定までのスケジュール、自転車安全利用五則、小金井市交通安全計画（案）について順次説明した。

【会長】

以上で事務局案の説明が終了したが、ご意見、ご質問があれば発言願いたい。

【山中委員】

40・50代で交通事故死傷者数が20%を超えている。

子供に比べて3倍以上の死傷者数があるのに子供と高齢者よりも20代から50代の死傷者数が多いのにあまり取り上げられていないのは疑問を感じる。

【大森委員】

20代以上の死傷者数が多い。

小金井市内には大学・専門学校がある。

若いころは50ccバイクはヘルメットを着用せずに走れた時代であった。

少し上の先輩は大型バイクでもヘルメット無しで乗っていたので現代のイメージとはだいぶ異なる。

道路左側通行が原則であることやスマートフォンでの運転は禁止行為であるということは最近の話である。

20代から30代の人達はそういう規則などの認識が薄いため、事故にあっているのではないか。対象を何歳にするかは難しいとは思いますが少なくとも大学生、専門学校生や30代くらいの人達にどのように認識してもらうかを

考える必要があるのではないか。

【事務局】

委員の皆様がおっしゃる通り、社会情勢などその場に応じてその都度、方策などが考えられてきたことが背景にあると考える。

皆様のご意見を参考にさせていただき、交通安全計画に含めることができるのか事務局側で精査していきたい。

【渡邊委員】

可能であれば自転車利用共通ルールの資料を拝見したい。

自転車安全利用五則について自転車は車道が原則、歩道は例外とあるが市内東八道路の歩道内に自転車道が設置されているが車道を走行しているのを見かけるがどちらが正しいのか。その辺りの整合性はどうか。

どちらが正しいかの記述があった方が良いのではないか。

【事務局】

記述の方法については委員の皆様のご意見を参考にしたい。※印などで補足的に記載するなど事務局側で検討したい。

【渡邊委員】

歩道上に自転車道があった場合はどちらを走行するのが正しいのか。

【会長】

自転車は車両である。歩道上に自転車マークがあつて自転車専用道があればいいが、標識がない場合で歩道上を走る場合は車道寄りを通行する。

13歳未満と70歳以上の高齢者については歩道上を走行することは可能である。

歩道に自転車専用道がある場合は車道・歩道どちらを走行しても良いのではないか。

【黒沼委員】

自転車に関連する交通事故が東京都に比べて小金井市は関与率が高いと

ということだが、その中でどのような事故の特徴があるのかを調べてほしい。

自転車は車両だという話が出たが、自転車と二輪車の区分けが曖昧であると感じる。自転車も二輪車ではないか。表記の仕方が曖昧ではないか。

【事務局】

自転車は軽車両でバイクは二輪車であり両方とも車両である。

バイクについては排気量により大型や中型、小型と分けられている。

自転車は軽車両で二輪車は原付以上のオートバイであるのご理解いただきたい。

【黒沼委員】

東大通りの自転車専用レーンは車道の中にあるが他市ではあまりこういった形態は無いのではないかと感じる。

デメリットとして自転車専用レーン上に車が駐車されてしまい、自転車はその駐車車両を避けて通行しなければならない為、危険である。

栗山公園東側はトイレがある為によく駐車されているので、拡幅した歩道内に自転車専用レーンがあった方がいいと思われる。

【山中委員】

私は逆の意見で、車道内に自転車専用レーンがあった方がいいと感じる。趣味でロードバイクに乗っているが歩道上にあった場合は歩行者が側で歩いているので危険である。

海外はほとんど車道内に自転車専用レーンが設置されている。

ただし、日本の場合、電動自転車が多い為、歩道内に自転車専用道があった方がいいのかもしれない。

【事務局】

自転車走行空間については様々な手法があるかと思うが、市内において道路幅員が狭く自転車専用レーンが設置できない現状もある。

また、歩道の拡幅工事には多額の費用がかかるため、自転車はなるべく車道を通行していただくのが良いと考える。

【刀根委員】

交通安全教育の推進で小中学校の取組みの紹介がされているが、入学した1年生を対象に信号の見方や、横断歩道の渡り方など基本的な指導も小井警察署からの指導を頂いている為、記載があっても良いのではないか。

市立中学校で交通安全教室を実施している事が明記されているが平成26年度に東京電機大学高等学校でも実施している為、「市内中学校で」などの記載に変えないと私立は排除していると思われてしまう可能性があるのではないか。

「東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）」についての記載もあっても良いのではないか。

市内の小中学校では自転車通学は認められていないが、都立小金井北高校では認められており、スピードを出していたり、イヤホンを着けていたりするのを見かけた事があるので、それに対する注意啓発の内容の記載もあっていいのではないか。

【事務局】

1年生に対しての警察での取組みの記載はしても良いかと思う。

交通安全教室について私立の学校と一般向けにも交通安全教室を実施していきたいが予算の関係でなかなか実施できていないのが現状である。

「東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）」については記載していきたい。高校生の自転車通学についての記載についても検討していきたい。

【松縄委員】

差し替え資料について交通事故件数と救急出場件数のズレが生じている。これは統計の取り方が異なり、事故が起きても警察への通報が無く、救急搬送されたりするためである。

市民の方へ誤解を与える可能性が有るため、記載するかどうかの考えをお聞きしたい。

また、救急搬送病院の表について番地、号まで記載していただくこと。病院名の記載の順番について市毎にまとめても良いのではないか。

そもそも、この表の記載自体が必要なのかどうか。
救急救命講習についての記載が無いのであっても良いのではないか。

【事務局】

表については第10次交通安全計画の中で記載があった資料を引用している。

その中の参考資料として救急搬送先の病院として記載させていただいた。

救急搬送先の医療機関の表については消防署より提示頂いたものであり、記載しない理由がない為、記載させていただく。

また、東京都内交通事故件数と救急出場件数の違い及び救命救急講習については再度検討させていただくこととしたい。

【山中委員】

神奈川県大和市では自転車保険を市が全額負担しており、全国初の取組みを実施している。

小金井市内の交通事故発生件数を5年で20%減少させる目標を立てているようだが、東京都の基本計画だと東京都では30%減、国では25%減を目標に掲げているのに、なぜ小金井市は20%減を目標としているのか。東京都や国の目標を掲げてはどうか。

【事務局】

各年を比べて頂くと平均13%減となっている。

244件から20%減は厳しいと思われる。

目標については理想ばかりでは語れない部分がある為、設定が難しい為20%としている。

東京都と市で比べたときに件数が大きく異なるため、東京都と同じ目標設定はどうかという部分はある。

【大森委員】

各年で20%と全体で20%では異なる。

東京都の目標については5年全体で30%減が目標なので達成は可

能ではないか。

【事務局】

記載については「0」という目標は良いが、施策や市政を考慮する中でどう目標設定するのか、5年計画の中で検討していきたい。

【会長】

委員の皆様から頂いたご意見について事務局側で精査させていただき、交通安全計画（案）等に反映させていただく予定である。

【会長】

他に無ければ、これで平成28年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了する。